

《意見公募手続の流れ》

意見公募手続の対象となる基本政策等の事前協議

対象となる基本政策等が予想される場合は、企画政策課に事前に協議する。
企画政策課は、意見公募手続一覧表へ掲載する。

基本政策等の案の作成・検討

条例等の制定・改廃、計画等の制定又は改廃、その他実施機関が必要があると認めるもの

意見公募の事前周知

基本政策等の案の名称及び概要、意見の提出方法及び提出期間、公示の方法、問い合わせ先等について周知する。特定の機関等に関わる案件については、関係機関や団体への周知を行う。また、地域に深く関係する案件については、区長会等を通じて広く周知を行う。

案の公表

〈案等の公表〉

- ・ 案、関連する資料
- ・ 意見の提出先
- ・ 提出期間

〈公表方法〉

- ・ 市情報公開コーナー、市ホームページ等インターネット上、担当課での閲覧または配付、指定場所での閲覧または配付（支所、図書館、公民館など）
- ・ 案件に応じて、関係機関や区長会等での配布を行う。

意見等の募集（公表した日から30日以上の期間を設定）

〈提出方法〉

- ・ 担当課などへの持参、郵便、ファクシミリ、電子メール、その他

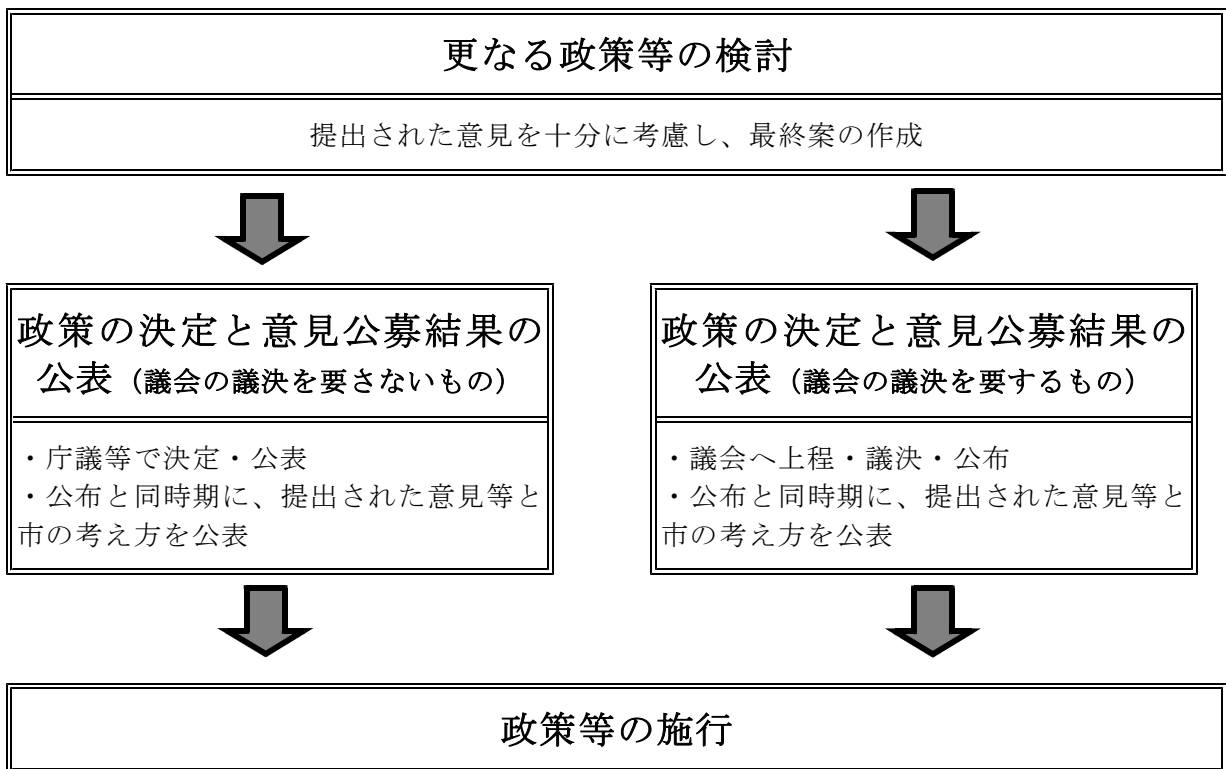
〈提出者〉

- ・ 住所、氏名又は団体名、連絡先などを明記

提出された意見等の取扱いの決定

- ・ 案に反映できる意見
意見に基づき案を修正

- ・ 案に反映できない意見
反映できない理由を明示



例：〇〇計画の策定（検討期間1年）

4月	検討体制・スケジュールの設定 <u>スケジュールの検討の際、意見公募手続の予定について企画政策課と協議</u>
5月	計画についての資料収集
6月	審議会等各種委員会の設置
7～9月	素案の検討、 <u>意見公募の事前周知</u>
10月	<u>素案について意見公募手続の実施(30日以上)の募集期間)</u>
11月	募集した意見の反映、取扱いの検討
12～1月	最終案の検討、取りまとめ
2月	審議会の答申
3月	議決あるいは庁議決定 同時に、意見公募結果の公表